

常陸川水門魚道試験運用検討会

設 立 趣 旨

常陸川水門の完成当初は洪水の逆流防止を目的としていたため、通常時は水門は開いた状態となっていました。

しかし、頻発する塩害を防止するため、茨城県及び千葉県の実請により、昭和50年以降、霞ヶ浦の水位等に応じた、きめ細かい水門操作による水位管理を実施して塩害の発生を防いでいます。

この操作により、常陸川水門の上下流に生息する魚類などの遡上と降下に影響を与えているとの意見や、地元住民や漁業関係者等から魚道設置の要望が寄せられていました。

このような背景から、霞ヶ浦・北浦、利根川の多様な生物の成育、生息環境を確保することを目指し、魚道を設置することとなりました。

このため、国土交通省霞ヶ浦河川事務所では、魚道施設の計画・設計に係わる基本的な事項等の検討を行うにあたり、学識経験者、関係行政機関等で構成する「常陸川水門魚類影響対策検討会」を平成15年度に、「常陸川水門魚道設置技術検討会」を平成18年度に設置し、技術的・専門的な観点から審議、助言を頂きながら水門魚道の設計を実施し、平成21年度に水門魚道を完成させました。

現在は遡上・降下量等のモニタリング調査を実施しているところですが、検討に必要な一定の資料が得られたことから、常陸川水門の目的の一つである「塩害の防止」のための操作を実施しつつ、最も魚介類の遡上・降下に効果的な操作方法を検討し、操作の策定を目指すものです。

よって、操作手順を策定するにあたり、漁業関係者、学識経験を有する者等の意見を頂く場として設置するものです。

平成29年2月27日

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所